****

一般財団法人大阪府人権協会

〒552-0001　大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL：06-6581-8613　FAX：06-6581-8614

Eメール： [info@jinken-osaka.jp](mailto:info@jinken-osaka.jp)

　　　　大阪府委託事業

　　　　（実施団体：一般財団法人大阪府人権協会）

**令和5（2023）年度　大阪府人権総合講座**

**総合案内（後期）**

**１　目　　的**

　人権教育・啓発や人権相談に携わる方に必要な知識やスキル等を経験に応じて習得できる講座を、年間を通じて開催します。これにより、人権尊重の社会づくりを推進するために必要な人材を幅広く養成します。

**２　概　　要**

1. 人権啓発や人権相談の現場で活躍する方を想定し、前期・後期あわせ8つの人材養成コースと幅広く人権問題が学べる人権問題科目群を設定しています。
2. 受講される方のニーズや職務経験、スキル等を踏まえて、段階別に実施します。
3. 対象者は、大阪府内に在住または在勤で、大阪府、市町村、NPO団体等、企業、地域等において人権教育・啓発や人権相談に携わる方です。
4. 人材養成コースも含めて1科目から受講する「科目選択受講」が可能です。

**◆コースの構成**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 名称 | | 科目数 | 定員 | 修了認定 |
| 前期 | 人権  養成  コース | ① 人権担当者入門コース | 7 | 40 | - |
| ② 人権ファシリテーター養成コース | 12 | 20 | あり |
| ③ 人権啓発企画担当者養成コース | 11 | 20 | あり |
| ④ 人権相談員養成コース**★** | 12 | 50 | あり |
| 科目選択 | 人権問題科目群（前期）**★** | 28 | 60 | - |
| **後期** | **人材**  **養成**  **コース** | 1. **人権ファシリテータースキルアップコース** | **６** | **２０** | **-** |
| 1. **人権コーディネータースキルアップコース** | **４** | **２０** | **-** |
| 1. **人権相談員スキルアップコース★** | **１２** | **３０** | **あり（※）** |
| 1. **人権相談員専門コース★** | **１２** | **３０** | **-** |
| **科目選択** | **人権問題科目群 （後期）★** | **１６** | **４０** | **（※）** |

（※）〈人権相談員スキルアップコース〉の修了認定を受ける場合は、〈人権相談員スキルアップコース〉指定の全12科目に加えて、

人権問題科目群（後期・16科目全て）の履修が必要です。

（参考）★は人権擁護士の資格取得に必要なコース・科目群です。詳細はP.8をご参照ください。

**３　内　　容**

1. **人材養成コース**

　各コースの詳細については、P.4～5のコース案内をご覧ください。

* + コース内の科目の一部を選択して受講することも可能です。

**⑤ 人権ファシリテータースキルアップコース**

　　人権啓発の取組みをさらに推進するために、職場、学校、地域等で人権学習・人権研修を参加体験型で進めるファシリテーターとしての視点・行動・スキル等の向上をめざすコースです。

**⑥ 人権コーディネータースキルアップコース**

人権に関する担当者が、人権関連事業の業務のコーディネートやマネジメントに関わる視点・行動・スキル等の向上をめざすコースです。

**⑦ 人権相談員スキルアップコース**

相談業務経験が概ね1年以上の相談員を対象に、人権問題解決のために必要な視点とともに、相談援助技術を向上させるコースです。

* + **〈人権相談員スキルアップコース〉の修了認定を受ける場合は、〈人権相談員スキルアップコース〉指定の全12科目に加えて、人権問題科目群（後期・16科目全て）の履修が必要です。**

**⑧ 人権相談員専門コース**

相談業務経験が概ね3年以上の相談員を対象に、人権問題解決のために、課題を多面的に捉えるスキルや他機関とのネットワーク形成等について学び、相談援助技術をさらに向上させるコースです。

**人権問題科目群（後期・16科目全て）の履修をお勧めします。**

1. **人権問題科目群**

様々な人権問題を幅広く学ぶことができる科目です。1科目から自由に選択して受講が可能です。

**４　実施期間**　令和5（2023）年12月20日（水）～令和6（2024）年2月15日（木）

**５　主　　催**　大阪府（実施：一般財団法人大阪府人権協会）

**６　会　　場**　HRCビル（AIAIおおさか）　〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37



**○ 最寄り駅：**

JR／Osaka Metro「弁天町」駅より

北東へ約600m

**○ 各駅の最寄り出口：**

1. JR大阪環状線「弁天町」駅北口より

* エレベーターは同駅南口にのみ設置

1. Osaka Metro「弁天町」駅4番出口より

* エレベーター設置

**● 実施方法等を変更する場合の対応について**

* 大阪府人権総合講座は原則として対面・集合型で実施します。
* ただし、講座期間中の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況や自然災害、公共交通機関の大規模なトラブル等により、やむを得ず延期や中止、実施方法・講師・内容・カリキュラムの変更等の措置をとる場合があります。
* 上記の変更については、受講予定者に個別に連絡します。ただし、突発的な災害等の状況により事前の周知が困難な場合がありますので、ご了承ください。

**７　受 講 料**　無料

* + ただし、会場までの交通費等、受講にかかる費用は受講者の負担になります。

**８　受講申込方法**

1. 受講申込書を、一般財団法人大阪府人権協会のホームページからダウンロードしてください（下記URLまたはQR

二次元コードよりアクセス可）。

URL：https://www.jinken-osaka.jp/2023/11/42022\_1\_4.html

（新着情報→【大阪府委託】令和5（2023）年度　大阪府人権総合講座（後期）を開催します）

1. 受講申込書に必要事項を記入の上、Eメールにてお申し込みください。

　　Eメールアドレス： [info@jinken-osaka.jp](mailto:info@jinken-osaka.jp)

**９　申込期限**

令和5（2023）年12月13日（水）正午 必着

**10　受講決定通知**

1. 受講の可否については、令和5（2023）12月15日（金）に当協会から申込者へEメールで通知いたします。
2. 受講決定後にやむを得ず受講を辞退される場合は、速やかに当協会に連絡してください。
3. 受講決定者には、別途**「受講票（兼　科目履修証明書交付依頼書）」**および**「大阪府人権総合講座（後期）　受講要領」**を配付します。

**● 受講者の決定について**

　受講希望者が定員を超えた場合は、以下の①～④により受講者を決定します。

1. 人材養成コースは、コース内の科目の一部を選択して受講する方よりも、コース全科目の受講者を優先します。
2. コース全科目の受講者においては、大阪府および大阪府内の市町村において人権教育・啓発や人権相談の業務等に従事する方を優先します。
3. 後期の人権問題科目群は、〈人権相談員スキルアップコース〉の受講決定者のうち修了認定を希望する方を優先します。
4. 上記①～③によってもなお定員を上回る場合は、抽選にて決定します。

**11　履　　修**

1. 人材養成コース、人権問題科目群とも、出席（受講）および受講レポートの提出をもって「履修」を認定します。
2. 受講・履修の詳細は、受講決定者に配付する**「大阪府人権総合講座（後期）　受講要領」**をご参照ください。

**12　修了認定・修了証書の交付**

1. 人材養成コース受講者のうち修了認定を希望する方は、次の①及び②の修了要件を満たすことにより、「大阪府人権総合講座企画委員会」による審査を経て、当該コースの修了認定が受けられます。

また、令和4～5年度の2年間での受講は可能です。なお、今年度初めてコースを受講される方は、今年度中に修了してください。（今年度中に修了しない方は、次年度以降に持ち越せない場合があります。ご不明な点は大阪府へお問い合わせください。［問い合わせ先はP.８参照］）

1. 人権相談員スキルアップコースの修了認定に必要な全科目（下記（3）を参照）を履修すること。
   * 「講義」形式で行う科目（P.6～7のカリキュラムを参照）については、やむを得ず欠席した場合、人権相談員スキルアップコース受講者のうち修了認定希望者に限り「特別レポート」の提出により履修に代えることができます（上限は、以下の（3）のとおり）。
   * 「演習」形式の科目（P.6～7のカリキュラムを参照）については、理由に関わらず、欠席した場合は履修したことにはなりません。
2. 提示された課題（①の要件を満たす該当者にのみ提示します）についての「修了レポート」を期日（令和6（2024）年2月29日（木）午後5時）までに作成・提出すること。
3. 後期において修了認定を行なうのは、**〈人権相談員スキルアップコース〉**のみです。
4. コースの修了認定には、以下の科目の履修が必要です。

・ **人権相談員スキルアップコース**： 全28科目（コース指定の12科目と後期人権問題科目群全16科目）※特別レポートの上限は3科目

1. 修了認定を受けた方には、大阪府知事名の修了証書を交付します。

**13　科目履修証明書の交付**

　修了証書交付対象者以外の方（科目選択受講者や修了認定を行わないコースの受講者、修了認定を行うコースの未修了者、修了認定を要しない受講者）で、「科目履修証明書」の交付を希望される方は、当該科目を履修後、期日（令和6（2024）年2月29日（木）午後5時）までに指定様式（**「受講票（兼 科目履修証明書交付依頼書）」**を使用）により申請してください。後日、履修の確認ができた科目について科目履修証明書を交付します。

* + 科目履修証明書は、一般財団法人大阪府人権協会代表理事名で交付します。

**14　その他**

1. 障がい等により受講上の配慮・調整が必要な場合は、事前にご相談ください。
2. 講座の配付資料は受講者のみ利用できます。複製や拡散等の2次使用は厳禁です。また、講義内容の録音・録画や、SNSなどへのアップ等の2次使用も厳禁とします。
3. 上記を発見した場合、事務局は廃棄・削除の要求、及び受講の取り消しができることとします。
4. 受講の申し込み、受講者への連絡、受講レポートの提出等は原則としてEメールを使用します。
5. 受講申込書に記入いただいた個人情報は、本講座の運営のためにのみ使用することとし、適正に管理します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| |  | | --- | | ◆人権ファシリテータースキルアップコース◆ |   　人権の学びが、研修・学習参加者の日常における気づきや人権尊重の行動につながるよう、人権ファシリテーターとしての視点・行動・スキルの向上をめざすコースです。参加体験型学習をより良いものにしたいと考えておられる方にお勧めのコースです。  　講師から学ぶとともに、受講者相互の学びあいによって、より多くの気づきが生まれます。  ■実施日時：  (1) 令和6（2024）年1月11日（木）9:30〜16:45  参加者の主体的な学びのために ①～⑥  ■対象：ファシリテーターとしての講師（実践）経験がある  方、人権ファシリテーター養成コース（前期）の修  了（受講）者等  ■定員：20名  ■内容：全6科目（講師・科目名等はP.6をご確認ください）  人権を"自分ごと"として考えていくと、単に「差別しない」というだけでは不十分であることに気づきます。差別が"ある"社会の中で自分がどこに立っているのか、社会を変えるために何をするべきか。こうした問いにどう向き合えば良いか分からず、多様性への戸惑いや、自身の特権性への否定など、研修内容への違和感が表明されることがあります。社会的な不公正を是正する取り組みに対する反発も少なくありません。  このような葛藤を参加者の主体的な学びにどうつなげていくのか。あらためて人権教育・啓発が目指すものを整理しつつ、考えます。   * + 全て演習科目です。   + 本コースは①〜⑥を通して受講してください。 | |  | | --- | | ◆人権コーディネータースキルアップコース◆ |   　人権に関連する担当者が、人権関連事業の業務のコーディネートやマネジメントに関わる視点・行動・スキルの向上をめざします。  　人権施策をすすめるために各事業や各部署などで組織のマネジメント等に取り組む方にお勧めのコースです。  ■実施日時：   1. 令和6（2024）年1月24日（水）13:00〜17:15   効果的な広報・情報発信について ①②  差別の交差性・インターセクショナリティ ①②  ■対象：人権に関する各種事業実施に取り組む方、管理的  業務を行う方等   * + 行政職員に焦点をあてた内容ですが、企業、NPO等、行政以外の方の受講も可能です。   ■定員：20名  ■内容：全4科目（講師・科目名等はP.6をご確認ください）  　様々な人権課題を解決に向かわせるためには、差別や人権課題の現状を把握し、効果的な人権施策を立案・実施し、広く周知し理解者や協力者を広げていく必要があります。このコースでは、以下の2つの観点からアプローチします。  　前半は、複合差別について学びます。人権課題を個別で考える事も必要ですが、いくつもの要因が絡み合いながら存在する複合した人権課題の実態を学びます。  　後半は、効果的な広報・情報発信の考え方と戦略を学び、人権啓発における広報の充実につなげていきます。  市民意識調査や人権行政推進計画、広報やイベント・講座をどのように情報発信すれば効果が上がるのか、ともに考えます。   * + 全て演習科目です。   + コース内の科目の一部を選択して受講することも可能ですが、各科目とも①②を通して受講してください。 |
| |  | | --- | | ◆人権問題科目群◆ |   　いろいろな人権問題を幅広く学びたい方が、深めたい課題や学んでみたい内容に応じて、1科目から自由に選択して受講可能な科目群です。  多様化・複雑化する今日のさまざまな人権問題への理解を深め、人権が尊重される社会をめざしましょう。   * + 〈人権相談員スキルアップコース〉の修了認定を受ける場合は、後期の人権問題科目群（16科目）全科目の履修も必要です。（申込要）   + P.5下段につづく→ | |
| |  | | --- | | ◆人権相談員スキルアップコース◆ |   　相談者の悩みや相談にいたる背景を理解するとともに、相談・面接のスキルの向上をめざします。また、新しい人権課題や法律・制度についても学ぶことができます。相談員としてスキルアップをしたい方にお勧めのコースです。  　講師から学ぶとともに、受講者相互の学びあいから、多角的な捉え方やスキルが習得できます。   * + 〈人権相談員スキルアップコース〉の修了認定を受ける場合は、〈人権相談員スキルアップコース〉指定の全12科目に加えて、人権問題科目群（後期・16科目全て）の履修（申込要）が必要です。   ■実施日時：  (1) 令和5（2023）年12月20日（水）9:30～12：45  　　　電話相談・面接相談 ①～③  (2) 令和5（2023）年12月26日（火）9:30～16:45  相談・対人援助の理論 ①～③  相談記録について ①～③  (3)令和6（2024）年1月9日（火）13:30〜16:45  　　　SNS相談 ①～③  ■対象：相談業務経験が概ね1年以上の方、人権相談員養  成コース（前期）の修了（受講）者等  ■定員：30名  ■内容：全12科目（講師・科目名等はP.6をご確認ください）  　相談や対人援助に必要な理論とともに、面接・電話・SNSなどを通じた相談の技術・手法と、適切な記録の取り方など、相談から人権課題の解決に至るプロセスを具体的に学ぶことで、相談員としてのスキルの向上をめざします。   * + 全て演習科目です。   + コース内の科目の一部を選択して受講することも可能ですが、各科目とも①～③を通して受講してください。 | |  | | --- | | ◆人権相談員専門コース◆ |   　人権問題解決のために、課題を多面的に捉えるスキルや他機関とのネットワーク形成等について学び、より専門的な視点から、相談援助技術をさらに向上させるコースです。  　講師から学ぶとともに、受講者相互の学びあいから、多角的な捉え方やスキルが習得できます。また、受講者同士の交流を通じた、ネットワーク形成のきっかけの場にもなります。  ■実施日時：  (1) 令和6（2024）年1月15日（月）9:30〜16:45  　　　ケース会議 ①～③  相談員のメンタルヘルス ①～③  (2) 令和6（2024）年1月22日（月）9:30〜16:45  　　　事例検討Ⅰ ①～③  　　　事例検討Ⅱ ①～③  ■対象：相談業務経験が概ね3年以上の方、主任相談員、管  理者、人権相談員養成コース（前期）および人権相談  員スキルアップコース（昨年度以前）の修了（受講）  者等  ■定員：30名  ■内容：全12科目（講師・科目名等はP.6をご確認ください）  　一機関だけでは解決が困難な相談・援助事例や、地域を基盤としたケース会議のあり方などの検討を通して、相談者の置かれている個人的な環境だけでなく、地域社会や社会構造など、複数のシステムに働きかける視点と技術を学びます。   * + 全て演習科目です。   + コース内の科目の一部を選択して受講することも可能ですが、各科目とも①～③を通して受講してください。 |
| →P.4下段よりつづき  ■実施日時：令和5（2023）年12月20日（水）13:30～15:00、15:15～16:45  令和6（2024）年1月9日（火）、1月31日（水）、2月7日（水）、2月15日（木）（時間は下記参照）  　【1限】9:30～11:00、【2限】11:15～12:45、【3限】13:30～15:00、【4限】15:15～16:45  ■対象：どなたでも　※ 〈人権相談員スキルアップコース〉の修了認定を受ける場合は、後期の人権問題科目群（16科目）全科目の履修が必要です。  ■定員：各科目40名  ■内容：全16科目　※ 講師・科目名等はP.7をご確認ください  女性、子ども、高齢者、障がい者等に関わる制度・法律や、人権課題の解決に向けた様々な取り組みなど、多様化する今日の人権問題について幅広く学ぶことができます。 | |

令和5（2023）年度　大阪府人権総合講座（後期）　**【人材養成コース】**カリキュラム

■複数のコース、コースと人権問題科目群、コース内の科目の一部を選択して受講するなど自由に選択が可能です。



〈人権相談員スキルアップコース〉の修了認定を受ける場合は、〈人権相談員スキルアップコース〉と併せて、後期の人権問題科目群（16科目）全科目の履修（申込要）も必要です。（P.7参照）

令和5（2023）年度　大阪府人権総合講座（後期）　**【人権問題科目群】**カリキュラム

■1科目から自由に選択して受講が可能です

* 〈人権相談員スキルアップコース〉の修了認定を受ける場合は、〈人権相談員スキルアップコース〉の指定全12科目に加えて、人権問題科目群（後期・16科目科目全て）の履修が必要です。



■受講の流れ



受講申込書は一般財団法人大阪府人権協会のホームページからダウンロードしてください。

URL：https://www.jinken-osaka.jp/2023/11/42022\_1\_4.html

**≪実施方法をオンライン方式に切り替えた場合の対応について≫**

* 大阪府人権総合講座は原則として対面・集合型で実施しますが、講座期間中の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により、やむをえず実施方法をオンライン方式に切り替える場合があります。その場合は、Zoomアプリケーションのミーティング機能を使用する予定です。
* オンライン方式に変更の際は、最新のコンピュータウイルス対策等がなされている機器を使用して受講してください。講座の主催者・実施者は受講によるコンピュータウイルス感染や第三者の妨害等行為など、不可抗力によって生じた損害等に一切の責任を負いませんのでご了承ください。また、Zoom利用にあたっての操作方法等の問い合わせ対応やサポートはできません。
* オンライン方式に切り替えた場合のインターネット等の通信料など、受講にかかる費用は受講者の負担になります。
* 上記の変更については、受講予定者に個別に連絡します。
* Zoom及びZoom（ロゴ）は、Zoom Video Communications, Inc.が提供するシステムです。

**≪大阪府人権擁護士資格取得についてのお知らせ≫**

* 大阪府人権擁護士の資格取得には、P.1に記載の前期**④人権相談員養成コース**の修了※、及び後期の**⑦人権相談員スキルアップコース**の修了※と**⑧人権相談員専門コース**の全科目履修が必要です。
* 前期の**④人権相談員養成コース**、及び後期の**⑦人権相談員スキルアップコース**の修了には、各コース指定の全科目に加えて、それぞれ**前期の人権問題科目群（28科目）全科目**と**後期の人権問題科目群（16科目）全科目**の履修も必要です。
* 詳しくは、大阪府人権局人権擁護課のＨＰをご確認ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/yougosi/index.html>

■大阪府人権擁護士に関するお問い合わせ先：大阪府人権局人権擁護課

TEL：06-6210-9283　　FAX：06-6210-9286　　Eメール： [jinken-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:jinken-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp)

修了認定に関するお問い合わせ先

大阪府人権局人権擁護課

TEL：06-6210-9283　　FAX：06-6210-9286

Eメール： [jinken-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:jinken-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp)

受講申込み・お問い合わせ先

一般財団法人大阪府人権協会　　担当：成田（なりた）

〒552-0001　大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL：06-6581-8613　　FAX：06-6581-8614

Eメール： [info@jinken-osaka.jp](mailto:info@jinken-osaka.jp)

令和5（2023）12月26日（火）

12時50分より大阪府人権擁護士に関するガイダンスを行います。